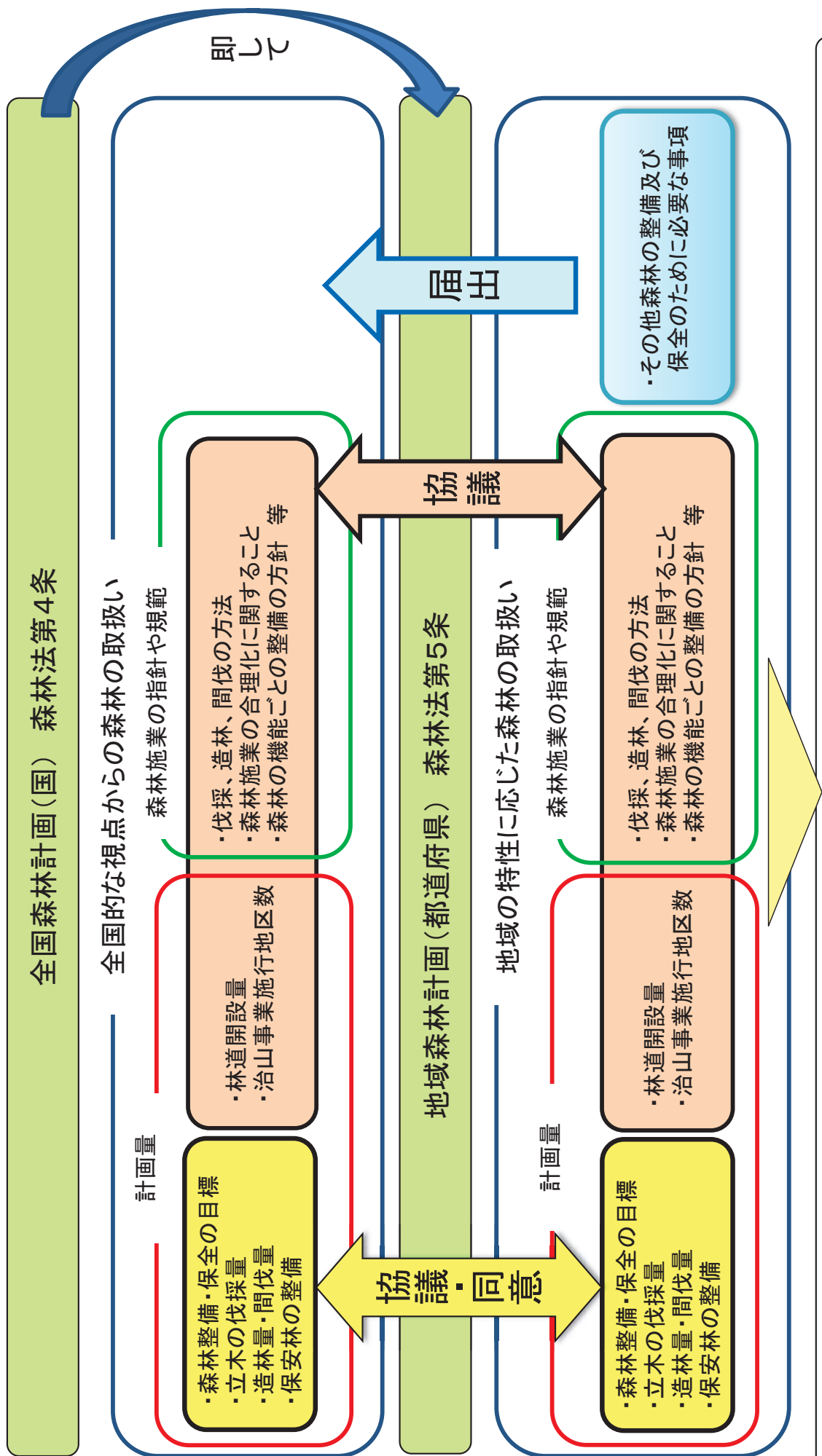


(参考2) 森林計画制度の目的と役割

- 森林計画制度は、地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の発揮を図るため、国が全国的な視点から全国森林計画において森林の取扱いに係る目標や基本的な考え方を規定し、これに即して、都道府県が地域の実態に応じ地域森林計画において森林の取扱いに係る基準や方法を具体的に規定するもの
- 森林の成長量に応じた伐採量、伐採に応じた造林量など、森林の取扱いの根幹に係る計画量について、都道府県が国と協議し国が同意する仕組みにより整合を図り、森林・林業施策の実効性を確保
- また、伐採、造林、間伐の方法等について、都道府県が国と協議する仕組みにより、伐採、造林等に係る勸告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業方法の規律についての全国的な公平性を担保

(参考3) 地域森林計画策定のスキーム



市町村が策定する市町村森林整備計画、森林所有者等が作成する森林経営計画等を通じて計画の実行を確保